〇よくあるご質問　Ｑ＆Ａ

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ－１  〇平成24年度以前に、第3号特定研修の基本研修を　受講し受講証持っています。利用者の都合でその時には実地研修ができず、認定証は持っていません。  この場合は、既取得者対象の実地研修のみの研修  　を受講することができますか？ | Ａ－１  〇結論から言えば、認定証をお持ちでない場合は、実地研修のみの研修を受講することはできません。基本研修から改めて受講してください。平成24年度以前は、新制度以前の研修のため、移行措置が取られていましたが、その期間は既に終了しました。  　　また、24年度以前に研修を受けられ認定証をお持ちの方は、認定証に記載された以外のケアを実施する場合は、追加の基本研修が必要ですので、ご相談ください。 |
| Ｑ－２  〇実務者研修を受けていますが、3号の実地研修のみ  　を受講することはできますか？ | Ａ－２  〇実務者研修は、第1または第2号の不特定対象の研修です。カリキュラムが異なりますので、「第3号の実地研修のみ」の受講できません。  　実務者研修の受講先に相談されるか、1・2号の研修を行っている登録研修機関にご相談ください。（フュージョンコムは3号の登録研修機関です） |
| Ｑ－３  〇利用者氏名には、医療ケアが必要な利用者さんを、全員を記載するのでしょうか？ | Ａ－３  〇全員を記載するのではありません。受講される介護職員等の方が、新たに医療ケアの実施を予定されている利用者さんを記載してください。また実地研修を申し込まれる前に、事業所で責任を持って、対象利用者さんから研修の同意を得てください。 |
| Ｑ－３  〇指導看護師がみつかりません。 | Ａ－３  〇利用者さんが係わる医療機関や訪問看護ステーションに、まずご相談ください。それでも、見つからない場合は、研修を申し込まれる前に、フュージョンコムにご相談ください。 |
| Ｑ－４  〇姓が変わり、認定書の姓名と、実地研修の申込が異なります。認定証の変更届が済まないと、申し込みはできませんか？ | Ａ－４  〇改正した氏名で、申し込みください。添付する認定証の氏名は旧姓でかまいません。 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |